

国保・後期高齢・医療助成・年金

1. 国民健康保険事業
2. 後期高齢者医療制度
3. 福祉医療費助成事業
4. 国民年金事業
5. 大津市在日外国人高齢・障害福祉金支給事業

国保・後期高齢・医療助成・年金

1. 国民健康保険事業

国民健康保険(国保)は、社会保障制度の中の一つとして位置づけられており、病気・ケガ・出産・死亡などに対して、加入者がそれぞれの収入に応じて、日ごろからお金を出し合い、必要な費用に充てようという、助け合いを基本とした地域医療保険制度です。

国保は、職域の健康保険(健康保険組合や共済組合など)や後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人などを除いて、その市町に住んでいる人は、みんな国保に加入することが義務づけられています。

平成30年度からは滋賀県が国保の財政運営の責任主体となり、安定的な運営に向けての中心的役割を担うことになり、一方、大津市は保険料賦課・徴収・保険給付・保健事業等、住民に対するきめ細かい事業に取り組むこととなりました。このような中で、健診の助成等により、被保険者の健康増進事業に積極的に取り組むとともに、レセプト点検事務等による医療費適正化や保険料収納率向上対策事業に取り組み、国保事業の健全運営に努めています。

(1) 加入状況 (令和5年3月末現在)

年度	全 市 (人)		国 民 健 康 保 険 被 保 険 者 (人)				加入率(%)	
	世帯数 ①	人口 ②	世帯数 ③	一般	退職	計 ④	世帯 ③/①	計 ④/②
H30	148,544	342,695	43,532	68,917	122	69,039	29.30	20.15
R1	150,703	343,550	43,059	67,225	6	67,231	28.57	19.6
R2	152,682	343,835	43,329	66,998	0	66,998	28.38	19.49
R3	154,306	343,817	43,149	65,712	0	65,712	27.96	19.11
R4	156,166	343,839	41,657	62,925	0	62,925	26.67	18.30

(2) 国民健康保険料

(イ) 賦課期日 4月1日

(ロ) 本算定 6月1日

(ハ) 計算方法 前年中(令和4年1月～令和4年12月)所得と国保加入者数等を基礎として年間の保険料を下記のように計算します。

区 分		令和5年度の保険料率	前年度
医療分	① 所得割	(前年中の所得－基礎控除) 賦課基準額×6.8/100	6.8/100
	② 均等割	被保険者1人につき 26,100円	26,100円
	③ 平等割	1世帯につき 17,400円	17,400円
	A 年間保険料 ①+②+③	最高限度額 65万円 年度途中加入→年額×加入月数 /月	65万円
支援金分	① 所得割	(前年度中の所得－基礎控除) 賦課基準額×2.7/100	2.7/100
	② 均等割	被保険者1人につき 10,200円	10,200円
	③ 平等割	1世帯につき 6,600円	6,600円
	B 年間保険料 ①+②+③	最高限度額 22万円 年度途中加入→年額×加入月数 /月	20万円

区 分		令和5年度の保険料率	前年度
介護分	① 所得割	(前年中の所得－基礎控除) 賦課基準額×2.7/100	2.7/100
	② 均等割	被保険者1人につき 11,100円	11,100円
	③ 平等割	1世帯につき 5,400円	5,400円
	C 年間保険料 ①+②+③	最高限度額 17万円 年度途中加入→年額×加入月数 /月	17万円

注) 40～64歳の被保険者が加入されている世帯については、AとBとCの合計額になります。

なお年度途中で65歳に到達する被保険者の介護納付金賦課分については、到達前月までの保険料を計算して年間保険料とします。

※年度途中で40歳に到達する被保険者が加入されている世帯については、到達後その者の介護納付金賦課分を計算して保険料を変更します。

(二) 保険料の状況

年 度	保 険 料 率			一人当り 調 定 額 (円)	一世帯当り 調 定 額 (円)	収 納 率		
	所得割	均等割 (円)	平等割 (円)			現 年	滞 納	
H30	基 礎	7.3%	27,000	18,600	66,117	105,643	94.88%	16.18%
	支 援	2.5%	8,700	6,000	22,023	35,188	94.90%	16.02%
	介 護	2.1%	9,000	4,500	22,331	26,509	92.23%	15.25%
R1	基 礎	7.6%	28,500	20,400	69,974	110,277	94.67%	19.39%
	支 援	2.6%	9,600	6,900	23,594	37,183	94.64%	19.38%
	介 護	2.1%	9,300	4,200	22,643	26,439	92.05%	17.70%
R2	基 礎	7.3%	28,200	19,800	68,260	105,548	95.73%	24.47%
	支 援	2.6%	9,600	6,900	23,609	36,506	95.70%	24.56%
	介 護	2.2%	10,200	5,100	24,102	28,018	93.46%	22.56%
R3	基 礎	7.2%	25,500	17,700	65,957	100,446	95.95%	21.84%
	支 援	2.8%	9,900	6,900	25,034	38,124	95.90%	21.80%
	介 護	2.6%	11,100	5,400	27,023	31,330	93.72%	20.55%
R4	基 礎	6.8%	26,100	17,400	64,973	98,145	95.84%	21.01%
	支 援	2.7%	10,200	6,600	24,975	37,727	95.79%	21.19%
	介 護	2.7%	11,100	5,400	27,545	31,692	93.62%	20.89%

(3) 保険給付

☆ 保険給付割合

- 0歳～義務教育就学前 2割
- 小学生～70歳未満 3割
- 70歳以上75歳未満 2割～3割
- その他 出産育児一時金

令和5年4月以降の出産 500,000円 (産科医療補償制度対象の出産の場合)
488,000円 (上記以外の出産の場合)

令和5年3月以前の出産 420,000円 (産科医療補償制度対象の出産の場合)
408,000円 (上記以外の出産の場合)

葬祭費 50,000円

医療費の状況

(ア) 医療費（医療諸費）の総額

年度	一 般			退 職		
	件 数	費用額 (千円)	前年比 (%)	件 数	費用額 (千円)	前年比 (%)
H30	1,195,202	26,575,599	99.85	6,705	146,137	33.67
R1	1,185,216	26,801,983	100.85	1,318	26,802	18.34
R2	1,087,745	25,795,558	96.24	18	332	1.24
R3	1,138,831	26,733,761	103.64	0	-118	-35.54
R4	1,139,202	26,258,585	98.22	0	0	0

(イ) 1人当り 医療費（医療諸費）

年度	一般		退職		合計	
	(円)	前年比(%)	(円)	前年比(%)	(円)	前年比(%)
H30	377,961	101.97	433,640	99.20	378,227	101.79
R1	391,013	103.45	496,342	114.45	391,096	103.40
R2	380,426	97.29	332,019	66.89	380,425	97.27
R3	398,922	104.86	0	0	398,922	104.86
R4	402,894	101.00	0	0	402,894	101.00

2. 後期高齢者医療制度

滋賀県の後期高齢者医療制度の運営は、県内19の市町で構成する「滋賀県後期高齢者医療広域連合」が担っている。広域連合では、資格管理や保険料率算定、保険料額決定、医療給付、保健事業などの事務を行い、各市町では、保険証等の引渡し、保険料徴収方法決定、保険料収納、申請受付、窓口対応などの事務を行っている。本市においても被保険者が安心して医療にかかれるよう、滋賀県後期高齢者医療広域連合と連絡を密にし、制度の適正な運用に努めている。

(1) 被保険者数等 (令和5年3月末現在) (単位：人)

年度	被保険者	内障害 認定	負担割合			限度額認定			特 定 疾 病
			3割	2割	1割	区分Ⅱ	内長期	区分Ⅰ	
H30	43,070	286	3,136	-	39,934	4,703	179	3,998	330
R1	44,344	258	3,181	-	41,163	5,086	180	4,033	379
R2	44,952	262	3,196	-	41,756	5,506	253	4,233	513
R3	46,485	249	3,423	-	43,062	5,079	168	3,896	497
R4	49,146	234	3,638	13,354	32,154	6,156	124	4,342	536

※令和4年10月から負担割合が見直され、2割が追加。

(2) 保険料（賦課期日4月1日）

保険料は毎年7月、前年中の所得をもとに計算する。

また、原則年金からの特別徴収（天引き）により徴収される。

$$\boxed{\text{保険料(年額)}} = \boxed{\text{所得割}} + \boxed{\text{均等割}} \quad (\text{賦課限度額 66 万円})$$

$$\boxed{\text{所得割}} = (\text{総所得金額等} - 43 \text{ 万円}) \times \text{保険料率} \quad (\text{令和4・5年度は 8.70\%})$$

$$\boxed{\text{均等割}} = \text{一定金額} \quad (\text{令和4・5年度は 46,160 円})$$

※保険料率と均等割額は滋賀県後期高齢者医療広域連合で決定される。

※保険料の均等割に軽減があり、世帯主とその世帯の全被保険者の所得により判定する。

・保険料の状況

年度	保 険 料 率		現年保険料 調定額(千円)	賦課人数 (人)	一人当り 調定額(円)	収 納 率	
	所得割	均等割(円)				現 年	滞 納
H30	8.26%	43,727	3,236,514	45,422	71,254	99.50%	36.02%
R1			3,394,001	46,779	72,554	99.51%	44.00%
R2	8.70%	45,512	3,653,022	45,320	80,605	99.63%	44.93%
R3			3,731,523	49,161	75,904	99.62%	39.47%
R4	8.70%	46,160	3,946,083	52,105	75,733	99.57%	38.81%

※一人当り調定額算定で使用する被保険者数は年度内の賦課人数であるため、4/1 時点の被保険者数とは異なる。

・保険料軽減等の状況

年度	賦課限度超過 対象者数(人)	均等割軽減人数(人)				
		H30:9割 R1:8割 R2-R4: 7割	H29-R1:8.5 割 R2: 7.75割	5割	2割	被扶養者
H30	468	7,553	7,299	3,432	4,805	3,095
R1	510	7,581	7,790	3,833	5,459	1,924
R2	458	7,367	7,731	3,907	5,590	1,850
R3	519	16,398	—	4,451	6,145	1,884
R4	549	17,415	—	4,987	6,675	1,926

※均等割額の軽減特例措置は、令和元年度から段階的に見直し、令和3年度で本則の7割となった。

(3) 医療費の状況

年 度	平均被保険 者数(人)	医療費 (千円)					一人当り 年間医療 費(円)
		診療費	食事・生活 療養費	訪問看護 療養費	療養費 の支給	計	
H30	42,174	39,859,238	1,112,529	212,476	478,257	41,662,500	987,872
R1	43,820	41,966,795	1,128,690	257,319	463,144	43,815,948	999,908
R2	44,699	40,440,663	1,061,218	330,537	394,169	42,226,587	944,688
R3	45,532	41,795,506	1,022,732	391,467	389,218	43,598,923	957,545
R4	47,905	45,199,331	1,055,539	424,919	396,913	47,076,702	982,710

※一人当り医療費算定で使用する被保険者数は年度内の各月被保険者の平均数である。

3. 福祉医療費助成事業

老人・障害者等に対する医療費の自己負担金分の助成に係る事業を行っています。

(1) 老人福祉医療費助成事業

65歳～74歳の低所得世帯（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金相当額を負担（1割もしくは2割負担））

(2) 福祉医療費助成事業

心身障害者（児）、精神障害者（児）、母子・父子家庭、ひとり暮らし寡婦、ひとり暮らし高齢寡婦、乳幼児（自己負担分なし）、子ども

(3) 重度心身障害老人等福祉助成費支給事業

重度心身障害老人、母子家庭老人、父子家庭老人、（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金の助成）

制度			令和2年度		令和3年度		令和4年度		
			件数 (件)	助成額 (円)	件数 (件)	助成額 (円)	件数 (件)	助成額 (円)	
老人	65歳～74歳 低所得	県制度	37,582	47,725,562	37,607	47,148,698	35,456	42,862,785	
障 害 者	身体障害者	県制度	59,772	440,262,453	県制度	407,024,122	県制度	60,842	415,347,040
		市制度			市制度				
	知的障害者	県制度	11,931	64,090,559	県制度	62,436,372	市制度	13,964	62,848,030
		市制度			市制度				
	心身障害者	県制度	22,892	32,465,357	県制度	34,204,939	市制度	25,815	35,407,577
		市制度			市制度				
	精神障害者	県制度	58,667	207,476,024	県制度	200,140,433	市制度	57,685	198,598,724
		市制度			市制度				
	重度心身障害老人等 福祉助成補助	県制度	2,330	13,516,153	県制度	14,126,361	市制度	2,459	15,566,560
		市制度			市制度				
重度精神障害老人等 福祉助成補助	県制度	1,320	2,025,038	県制度	2,312,304	市制度	1,704	2,480,850	
	市制度			市制度					
母子	母子家庭	県制度	64,929	187,315,457	県制度	191,296,303	市制度	70,549	191,087,165
		市制度			市制度				
母子家庭老人	県制度	21	35,496	県制度	37,977	市制度	21	49,120	
	市制度			市制度					
父子	父子家庭	県制度	2,544	8,060,928	県制度	9,528,483	市制度	2,294	7,402,762
		市制度			市制度				
父子家庭老人	県制度	5	17,001	県制度	99,080	市制度	31	69,419	
	市制度			市制度					
寡婦	ひとり暮らし寡婦	県制度	2,478	9,172,318	県制度	11,160,400	市制度	3,035	12,054,494
		市制度			市制度				
ひとり暮らし高齢寡婦	県制度	2,373	3,193,090	県制度	3,455,634	市制度	2,633	3,467,493	
	市制度			市制度					
乳幼児	乳幼児医療	県制度	257,559	482,052,044	県制度	568,775,928	市制度	297,857	561,698,220
		市制度			市制度				
子ども	子ども医療	市制度	170,693	371,342,664	185,734	376,119,854	197,475	390,639,398	

大 津 市 医 療 助

対象別		区分	記号	補助区分	対 象 要 件	対象人数			
老人	65歳～69歳	低所得	42	県	市県民税非課税世帯の老人 / 平成26年8月1日以前で65歳以上70歳未満の者	0			
					市県民税非課税世帯の老人 / 平成26年8月2日以降で65歳以上70歳未満の者	248			
	70歳～74歳				市県民税非課税世帯の老人	1,009			
障害者	身体障害者		41	県	身障1、2級の者	1,709			
					身障3級で20歳未満の者、県の所得制限にかかった者	174			
	知的障害者				知的障害重度の者	531			
					知的障害中度の者、県の所得制限にかかった者	482			
	心身障害者				身障3級で知的障害中度の者	9			
					身障4級で知的障害軽度の20歳未満の者、県の所得制限にかかった者	2			
	精神障害者				精神1級又は2級で通院医療費公費負担適用を受けている者	1,334			
					県の所得制限にかかった者	31			
	重度心身障害老人等福祉助成補助					82	県	身障1、2級の者、母子家庭・父子家庭の母等、知的障害重度の者	2,055
						85	市	知的障害中度の者、県の所得制限にかかった者	77
						75	県	精神1級又は2級で通院医療費公費負担適用を受けている者	105
	重度精神障害老人等福祉助成補助					76	市	県の所得制限にかかった者	1
母子家庭		43	県	18歳に達する日の属する年度の末日を経過するまでの者を扶養する母と該当者		5,450			
		49	市	18歳に達する日の属する年度の末日を経過した者で20歳未満の高等学校在学中の者を扶養する母と該当者、身障1～3級又は知的障害重度～軽度で18歳以上65歳未満の者の介護のため就労できない母子家庭の母と該当者		0			
父子家庭	44	県	18歳に達する日の属する年度の末日を経過するまでの者を扶養する父と該当者	257					
	49	市	18歳に達する日の属する年度の末日を経過した者で20歳未満の高等学校在学中の者を扶養する父と該当者	0					
母子家庭老人		83	県	18歳に達する日の属する年度の末日を経過するまでの者を扶養する後期高齢者医療受給中の母	1				
		86	市	身障1～3級又は知的障害重度～軽度で18歳以上65歳未満の者介護のため就労できない母子家庭で後期高齢者医療受給中の母	0				
父子家庭老人		84	県	18歳に達する日の属する年度の末日を経過するまでの者を扶養する後期高齢者医療受給中の父	0				
ひとり暮らし寡婦	65歳～69歳	ひとり暮らし高齢寡婦	46	県	母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦(以前母子家庭として認定されていた者)であり、おおむね1年以上ひとり暮らしが続き、今後もその状態が続くとみとめられる者/平成26年8月1日以前で65歳以上70歳未満の者	0			
					母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦(以前母子家庭として認定されていた者)であり、おおむね1年以上ひとり暮らしが続き、今後もその状態が続くとみとめられる者/平成26年8月2日以降で65歳以上70歳未満の者	45			
					母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦(以前母子家庭として認定されていた者)であり、おおむね1年以上ひとり暮らしが続き、今後もその状態が続くとみとめられる者/平成26年8月1日以降で70歳以上75歳未満の者	52			
乳幼児	乳幼児医療		40	県	0歳～就学前	15,840			
子ども	子ども医療		40	市	小学校1年生から小学校6年生	17,615			

(注)・県の所得制限は、国民年金法施行令に準ずる。
・母子は、児童扶養手当施行令の所得制限に準ずる。

成 制 度 一 覧 表

R5.4.1現在

所得制限	根拠法令等	実施年月日	R5年度扶助費予算額(千円)	備 考
有	大津市老人福祉医療費助成条例	S48. 4. 1	49,087	・高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金を負担 (1割負担)
		H26. 8. 1		・高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金を負担 (2割負担)
				・高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金を負担 (1割負担)
有	大津市医療費助成条例	S48.10. 1	490,317	(※1)
		S48. 4. 1		・本人、配偶者、扶養義務者、直系親族及び兄弟姉妹いずれもが、市町村住民税非課税の場合は一部負担金を助成。
		S48.10. 1		・課税の場合は自己負担が必要。
		S48. 4. 1		〈自己負担額〉
		S48.10. 1		入院:1日/1,000円、月限度額14,000円。
		S48. 4. 1		(保険医療機関等ごとの医科、歯科ごと) 通院:保険医療機関等ごとの医科、歯科ごとに月500円。 院外薬局自己負担無。
		H14. 8. 1	36,733	・通院公費負担適用の自己負担10%分を助成。
有	大津市重度心身障害老人等福祉助成費支給要綱	S58. 2. 1	216,570	・高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金を助成。 (※1)と同様
		H14. 8. 1	2,479	・通院公費負担適用の自己負担10%分を助成。
有	大津市医療費助成条例	S48. 4. 1	191,297	(※1)と同様
		S51.10. 1		
		S49. 4. 1 S54. 7. 1	836	
有	大津市医療費助成条例	H 8.10. 1	9,528	
		H27. 4. 1		
有	大津市重度心身障害老人等福祉助成費支給要綱	S58. 2. 1	38	・高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金を助成。 (※1)と同様
		0		
有		H 8.10. 1	99	
有	大津市医療費助成条例	H8. 10. 1	11,160	(※1)と同様
		H15. 8. 1	3,456	・高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金を負担 (1割負担)
				・高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金を負担 (2割負担)
		H26. 8. 1		・高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金を負担 (1割負担)
無	大津市医療費助成条例	S48. 4. 1	557,401	・有効期限は0歳から就学前まで (4月1日生まれは6歳の誕生日の前日3月31日まで) 〈自己負担額〉 平成21年10月1日より自己負担無し 医療保険各法による自己負担額2割分を助成 ↓ 平成28年4月1日より医療保険各法による自己負担額2割分を県費補助で助成 同時に県費補助対象所得制限撤廃
		H8. 8. 1		
		H12. 8. 1		
		H15. 8. 1		
		H16. 8. 1		
		H17. 8. 1		
		H18. 10. 1		
H21. 10. 1				
H28. 4. 1				
無	大津市医療費助成条例	H23. 1. 1	442,970	〈自己負担額〉 入院:1日/1,000円、月限度額14,000円(保険医療機関等ごとの医科、歯科ごと) 通院:保険医療機関等ごとの医科、歯科ごとに月500円。院外薬局自己負担無。
		H27. 1. 1		
		H29. 1. 1		

福祉医療費助成対象者数 47,137人

県	28,755人
市	18,382人

4. 国民年金事業

国民年金事業の沿革

昭和 34 年	4 月	国民年金法成立
	8 月	民生課に国民年金係設置
	11 月	国民年金法施行。福祉年金の支給開始
35 年	10 月	拠出制国民年金適用受付事務開始
36 年	4 月	保険料の徴収事務開始
	11 月	通算年金通則法制定
40 年	4 月	機構改革により保険年金課に移る
42 年	4 月	瀬田町、堅田町合併により台帳を引継ぐ
43 年	4 月	大津市国民年金協会設立
45 年	5 月	農業者年金基金法制定
	7 月	特例納付制度(付則 13 条)実施
	10 月	付加保険料(月 400 円)受付開始
47 年	10 月	拠出年金事務について電算処理開始
49 年	1 月	特例納付制度(付則 18 条)実施
51 年	3 月	口座振替による収納開始
53 年	7 月	特例納付制度(付則 4 条)実施
55 年	4 月	住民情報システム等他部署システムの連携開始
	9 月	一部金融機関との間で口座振替のテープ交換開始
57 年	1 月	法改正による外国人適用開始
60 年	6 月	オンラインシステムによる年金事務開始
61 年	4 月	年金法改正による基礎年金の導入
平成 3 年	4 月	機構改革により保険年金課から年金課に独立。年金法改正による学生の適用開始
	5 月	地域型国民年金基金設立
5 年	4 月	在日外国人老齢福祉金・障害福祉金支給事業開始
	7 月	従来からの 3 月毎に一回の納入通知書の送付を毎月送付に変更
7 年	4 月	郵便局の自動払込による収納開始
8 年	5 月	京都電子計算(Kip)の委託方式から自庁導入による年金オンラインシステム開始
9 年	1 月	基礎年金番号制導入
12 年	4 月	地方分権一括法の施行に伴う機関委任事務廃止による法定受託事務化 年金法改正による学生納付特例制度開始
14 年	4 月	機構改革により年金課から保険年金課に統合 地方分権一括法の施行に伴う年金法の改正による国民年金保険料印紙検認事務 の廃止 半額免除制度開始、第 3 号被保険者届の事業主経由開始
17 年	4 月	若年者納付猶予制度開始 特別障害給付金制度開始
	7 月	申請全額免除等にかかる継続申請方式の導入
18 年	3 月	志賀町合併により台帳を引き継ぐ
	7 月	多段階免除制度開始
19 年	4 月	受給権者の届出による年金給付の支給停止制度の導入
	7 月	年金時効特例法施行
22 年	1 月	「日本年金機構」設立(社会保険庁廃止) 延滞金軽減法の施行
23 年	4 月	障害年金加算改善法の施行
24 年	10 月	後納制度開始(平成 30 年 9 月 制度廃止)
26 年	4 月	免除・猶予・学生特例申請遡及期間延長
29 年	8 月	年金受給資格期間の短縮
30 年	3 月	マイナンバーによる届出受付開始
令和 4 年	4 月	年金手帳廃止(「基礎年金番号通知書」の発行へ移行)

被保険者数及び加入状況

(単位:人)

年度	被 保 険 者 数				免 除 被 保 険 者 数					付 加 年 金 加 入 被 保 険 者 数 (再 掲)			不 在 被 保 険 者 数
	計	第 1 号	第 3 号	任意	計	法定	申請	納付 猶予	学生	計	強制	任意	
H30	66,433	38,596	27,237	600	16,456	3,126	5,408	1,803	6,119	2,730	2	2,728	275
H31	65,617	38,541	26,476	600	17,836	3,189	6,666	1,860	6,121	2,768	2	2,766	268
R2	65,234	39,015	25,631	588	18,336	3,168	7,271	1,919	5,978	2,804	2	2,802	212
R3	64,111	38,541	24,912	658	18,013	3,306	7,275	1,850	5,582	2,932	2	2,930	206
R4	62,500	38,086	23,711	703	17,958	3,388	7,243	1,812	5,515	2,963	2	2,961	187

老齢福祉年金 (単位:千円)

年 度	件 数	金 額
H30	0	0
H31	0	0
R2	0	0
R3	0	0
R4	0	0

年金支給状況

(単位:千円)

年 度	総 数		老 齢 給 付		障 害 給 付		遺 族 給 付	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
H30	92,446	62,524,551	86,889	57,831,551	4,954	4,242,859	603	450,141
H31	93,980	63,863,857	88,196	58,972,503	5,141	4,406,590	643	484,764
R2	95,532	65,237,582	89,607	60,220,849	5,312	4,554,049	613	462,684
R3	96,809	66,221,755	90,681	61,043,068	5,525	4,725,702	603	452,985
R4	97,795	66,805,824	91,435	61,460,130	5,724	4,872,316	636	473,378

※ 老齢給付…新法の老齢基礎年金並びに旧法拠出年金の老齢年金及び通算老齢年金の合計

※ 障害給付…新法の障害基礎年金及び旧法の障害年金の合計

※ 遺族給付…新法の遺族基礎年金及び寡婦年金等の合計

5. 大津市在日外国人老齢・障害福祉金支給事業

1982年の難民条約発効に伴い国民年金の国籍条項が撤廃され、在日外国人も国民年金への加入の道が開かれたが、国民年金制度発足当時、日本人に対して支給された無拠出の老齢福祉年金・障害福祉年金が支給されず、無年金者となっている在日外国人の高齢障害者について国民年金改正等により救済されるまでの間、大津市独自の暫定措置として支給する。

老 齢 福 祉 金	障 害 福 祉 金
<p>対 象 者—1926年(大正15年)4月1日以前に生まれた者。支給は70歳から。1982年(昭和57年)1月1日以前から日本に居住し、1996年(平成8年)4月1日に滋賀県内に居住し、現に大津市に外国人住民票のある者。</p>	<p>対 象 者—1962年(昭和37年)1月1日以前に生まれた者で1982年(昭和57年)1月1日以前に初診日があり、障害の状態が国民年金法に定める2級以上に該当する者。 1982年(昭和57年)1月1日以前から日本に居住し、1996年(平成8年)4月1日に滋賀県内に居住し、現に大津市に外国人住民票のある者。</p>
<p>支 給 額—年額 264,000 円</p>	<p>支 給 額—年額 720,000 円</p>
<p>支 給 月—福祉金は年6回、偶数月の20日に支給(20日が土日、祝祭日のときは前日)</p>	<p>支 給 月—福祉金は年6回、偶数月の20日に支給(20日が土日、祝祭日のときは前日)</p>

※なお、次に該当する者については支給を制限する。

- ☆生活保護を受けている場合
- ☆公的年金を受けている場合
- ☆申請後、大津市以外へ転出した場合
- ☆前年に一定額以上の所得がある場合

その他の社会福祉と国の動向

1. 地域福祉活動推進
2. 生活困窮者自立支援事業
3. 成年後見・権利擁護
4. 災害援護
5. 福祉基金
6. ふれあいセンター
7. 行旅病人・行旅死亡人の取扱い
8. 指導監査
9. しおり・リーフレット
10. 参考：国における制度改正等に関する最近の動向

その他の社会福祉と国の動向

1. 地域福祉活動推進

地域福祉の推進を図るため、平成19年に「大津市地域福祉計画」(第1次計画)を策定し、以降基本理念を継承しながら、平成24年に第2次計画を、平成29年に第3次計画を策定し、関係団体やNPO、地域住民の方々とともに、地域福祉の取組を推進してきた。令和3年度で第3次計画が終了し、令和4年度から令和8年度までを計画期間とする第4次計画を策定した。

地域福祉計画では、多様化・複雑化する地域課題の解決に向けて、一人ひとりがかけがえのない人間として認め合い、地域の中で誰もが役割をもってつながり、支えあうことができる社会の実現を目指し、国の方針や社会動向の変化を踏まえて、包括的な支援体制の整備に重点を置きながら、市民、地域、社会福祉協議会、行政の協働による地域共生社会の実現を目指している。

なお、大津市社会福祉協議会と連携し、包括的に取り組む必要があることから、第3次計画より大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画と一体的な計画として策定し、第4次計画においても、同様に一体的な計画策定を行った。

また、計画の進捗管理等については、大津市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において行っている。

2. 生活困窮者自立支援事業

平成27年4月の生活困窮者自立支援法の施行に伴い、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため生活困窮者に対して包括的な支援を行う。

大津市では、必須事業として自立相談支援事業、住居確保給付金支給業務、また任意事業として一時生活支援事業、家計改善支援事業、就労準備支援事業、子どもの学習・生活支援事業、アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業、生活困窮者支援等のための地域づくり事業を下記のとおり実施している。

実施体制

	事業名	実施	実施方法	実施機関	所管
必須事業	自立相談支援事業	○	直営・委託	市社会福祉協議会 生活福祉課 NPO 法人大津夜まわりの会	福祉政策課 生活福祉課
	住居確保給付金	○	直営	生活福祉課	生活福祉課
任意事業	一時生活支援事業	○	委託	NPO 法人大津夜まわりの会	生活福祉課
	家計改善支援事業	○	委託	NPO 法人ファイナンシャル・プランナーズ協会	福祉政策課
	就労準備支援事業	○	委託	株式会社クローバー	福祉政策課
	子どもの学習・生活支援事業	○	委託	市社会福祉協議会 株式会社トライグループ	福祉政策課 生活福祉課
	アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業	○	委託	市社会福祉協議会	福祉政策課
	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	○	委託	市社会福祉協議会	福祉政策課

	新規相談受付件数 (総数)	プラン作成件数 (総数)	就労支援対象者数	プラン内容								就労者数	増収者数
				法に基づく事業等						その他			
				住居確保給付金	一時生活支援事業	家計改善支援事業	就労準備支援事業	就労訓練事業	自立相談支援事業による 就労支援	生活福祉資金等による貸付	生活保護受給者等 就労自立促進事業		
(令和4年度) 自立相談支援機関													
市社会福祉協議会	743	219	161	14	1	43	6	0	163	38	147	192	11
生活福祉課	288	7	7	7	0	0	0	0	3	3	6	3	0
大津夜まわりの会	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1,054	226	168	21	1	43	6	0	166	41	153	195	11

3. 成年後見・権利擁護

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な者を支援し、その権利を擁護する制度である。本市では、平成28年度より大津市権利擁護サポートセンターを設置し、権利擁護・成年後見相談業務や成年後見制度利用申立て支援事業等を行っている。

令和4年度より、当該センターを、地域連携ネットワークをコーディネートする機関（中核機関）とし、行政や社会福祉協議会、あんしん長寿相談所等との連携を進めている。「中核機関」においては、福祉・医療・地域の関係者と成年後見人等が「チーム」を構成して取り組めるよう支援を行っている。

また、平成13年度から成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず身寄りがいない等の理由により利用が困難な方に対して市長申立てを行うとともに、平成21年度に低所得の高齢者及び障害者に対して成年後見人等の報酬助成を行う制度を整備した。

権利擁護・成年後見制度利用支援事業委託

年度	権利擁護・成年後見相談業務	成年後見制度利用申立て支援業務
H30	2,077	1,201
R1	2,517	1,260
R2	2,259	1,701
R3	2,917	1,870
R4	2,436	1,880

市長申立て状況

年度	補助	保佐	後見	未審判	合計
H30	—	—	12	—	12
R1	—	—	16	1	17
R2	—	—	16	1	17
R3	—	—	13	—	13
R4	—	—	11	6	17

4. 災害援護

本市の区域内において災害救助法の運用を受けるに至らない災害が発生した場合にその災害による被世帯に対し、罹災見舞金又は弔慰金を給付している。

また、この災害には市以外に滋賀県共同募金会大津市共同募金委員会、日本赤十字社からも見舞金及び援護物資が給付されている。

罹災見舞金額

種 類	罹災の程度	大 津 市	共同募金会	日本赤十字社
罹災見舞金	全焼・全壊	100,000 円以内／世帯	20,000 円	援護物資(毛布・日用品)
	半焼・半壊	50,000 円以内／世帯	20,000 円	
	床上浸水等	20,000 円以内／世帯	20,000 円	
弔 慰 金	死 亡	150,000 円／人	—	

罹災発生状況

年度	全焼・全壊	半焼・半壊	床上浸水等	死 亡
H30	2 件	2 件	—	—
R1	3 件	1 件	—	1 件
R2	3 件	1 件	1 件	1 件
R3	4 件	2 件	6 件	2 件
R4	15 件	2 件	2 件	1 件

5. 福祉基金

- ・ 一般

社会福祉の発展のために役立ててほしいというあたたかい寄附金をもって福祉基金を積立している。

- ・ 交通遺児

交通遺児のために役立ててほしいというあたたかい寄附金をもって福祉基金を積み立っている。

- ・ 地域福祉

平成 3 年度から 3 年間で国からの給付を受け、高齢者の在宅福祉の向上等のため、各種民間団体が行う事業を推進することを目的に福祉基金が積み立てられている。

(単位：円)

	令和 3 年度末 現 在 高	令和 4 年度中の増減			令和 4 年度末 現 在 高
		利息	寄附金	取り崩し額	
一 般	74,644,201	1,493	520,000	0	75,165,694
交通遺児	2,794,221	56	100,000	504,000	2,390,277
地域福祉	315,670,295	6,313 (一般会計繰入)	0	0	315,670,295
合計	393,108,717	1,549 (一般会計繰入分 除く)	620,000	504,000	393,226,266

6. ふれあいセンター

市内 4 か所のふれあいセンターでは、市民の福祉の増進及び市民の交流の促進を図るため、貸館事業を行っている。

名 称	所 在 地	電 話
大津市伊香立ふれあいセンター	伊香立下龍華町 584-157	598-2209
大津市比叡ふれあいセンター	坂本六丁目 33-19	578-0335
大津市膳所ふれあいセンター	昭和町 15-25	522-8745
大津市南ふれあいセンター	稲津一丁目 10-20	546-0860

7. 行旅病人・行旅死亡人の取扱い

身元不明の死亡人等は「行旅病人及行旅死亡人取扱法」に基づき、当該市町村が取り扱うことになっており、生活福祉課で所管している。

(単位：人)

年度 区分	H30	R1	R2	R3	R4
病 人	3	1	1	0	0
死亡人	0	5	0	0	1
計	3	6	1	0	1

8. 指導監査

平成 21 年度の中核市移行に伴う滋賀県からの権限移譲により、社会福祉法人及び社会福祉施設の適正かつ健全な運営を図るため、社会福祉法等の関係法令の規定に基づき、経理及び運営状況等について指導監査を実施するとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な事業実施を確保するため、社会福祉法人の設立認可及び定款変更認可等の事務を行っている。

また、平成 24 年度から、地方分権一括法等の施行に伴う滋賀県からの権限移譲により、指定居宅サービス事業者等、指定障害福祉サービス事業者等、有料老人ホームに対するサービスの質の確保及び給付の適正化を図るために指導等を実施している。平成 25 年度から、サービス付き高齢者向け住宅のサービス関係について検査を実施している。さらに、令和元年度からは滋賀県からの権限移譲により、指定障害児通所支援事業者に対する指導等を実施している。

(1) 社会福祉法人及び社会福祉施設

① 指導監査(実地及び書面)実施状況

(単位:件)

区分	年度	H30	R1	R2	R3	R4
社会福祉法人		24	22	9	24	27
社会福祉施設		85	91	98	101	102

② 社会福祉法人の設立等認可状況

(単位:件)

区分	年度	H30	R1	R2	R3	R4
設立認可		0	2	0	1	0
定款変更認可		8	18	8	7	7

③ 社会福祉法人等審査会の開催状況

(単位:回、件)

区分	年度	H30	R1	R2	R3	R4
開催回数		0	1	0	1	0
審査件数		0	2	0	1	0

(2) 介護及び障害福祉サービス事業所等

① 指導監査等実施状況

(単位:件)

区分	年度	H30	R1	R2	R3	R4
指定居宅サービス事業者等		143	164	116	120	156
指定障害福祉サービス事業者等		129	144	96	120	137
有料老人ホーム		4	3	2	1	0
サービス付き高齢者向け住宅		9	2	1	0	1

9. しおり・リーフレット

本市の福祉行政における各種施策や取組などを、わかりやすく示した利用者用のしおり、リーフレットは次のとおりである。

- | | |
|-------------------------------------|---------------------------------|
| ● 大津市 障害福祉のしおり | 障害福祉課 |
| ● 保育所・認定こども園・地域型保育施設
利用申込の手引き | 保育幼稚園課 |
| ● 子育てハンドブック
大津っ子 2023 年度版 | 子育て総合支援センター |
| ● 放課後児童健全育成事業
大津市立児童クラブ入所案内 | 児童クラブ課 |
| ● ひとり親家庭等のしおり
母子家庭、父子家庭、寡婦のみなさんへ | 子ども家庭課 |
| ● 養育費と面会交流に関するパンフレット | 子ども家庭課 |
| ● 児童手当制度のご案内 | 子ども家庭課 |
| ● おおつ子育てアプリ「とも育」 | 子ども・若者政策課 |
| ● 赤ちゃんの駅 | 子ども・若者政策課 |
| ● 大津市ファミリーサポートセンター | 大津市ファミリーサポートセンター
(子ども・若者政策課) |
| ● 子ども・若者サポートガイドブック | 子ども・若者政策課 |
| ● 子育てのことで悩んでいませんか | 子ども・子育て安心課 |
| ● 生活保護のしおり | 生活福祉課 |
| ● 住居確保給付金のしおり | 生活福祉課 |
| ● よくわかる大津市の介護サービス | 介護保険課・長寿政策課
長寿施設課 |
| ● 大津市認知症ガイドブック（認知症ケアパス） | 長寿政策課 |
| ● 認知症初期集中支援チームを知っていますか？ | 長寿政策課 |
| ● 健康手帳 | 総合保健センター |
| ● おおつ健康・福祉相談ホットライン | 福祉政策課 |
| ● 生きづらさを感じている方へ | 生活福祉課
保健予防課
大津市社会福祉協議会 |

10. 参考：国における制度改正等に関する最近の動向

(重層的支援体制整備事業)

社会福祉法の一部改正（平成 29（2017）年）の附則に規定される公布後 3 年（令和 2（2020）年）の見直し規定に基づく、市町村における包括的な支援体制の全国的な整備を推進する方策について検討を進めるため、有識者による地域共生社会推進検討会において、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築することとされており、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」により、包括的かつ重層的な支援体制の充実を図ることが求められている。

社会福祉法の改正により、令和 3（2021）年 4 月に、新たに創設された重層的支援体制整備事業が施行され、市町村は包括的な支援体制の充実を図ることが必要となった。

重層的支援体制整備事業は、市が各分野でこれまで取り組んできた既存のしくみや事業等を活かしつつも、現状の制度、組織、支援のしくみ等を整理・統合することで、まとめられる手続きをまとめて事務手続きが簡素化されたり、市民にとって分かりやすい適切な支援や制度につながったり、これまでできなかった支援ができるようになる等、発展的に展開することが求められる。

【重層的支援体制整備事業の 5 つの事業の内容】

事業名	内 容
包括的相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ○ 支援機関のネットワークで対応する ○ 複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
多機関協働事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する ○ 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ○ 支援関係機関の役割分担を図る
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支援が届いていない人に支援を届ける ○ 会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける ○ 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
参加支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会とのつながりを作るための支援を行う ○ 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ○ 本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
地域づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 世代や属性を越えて交流できる場や居場所を整備する ○ 交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ○ 地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る

(障害福祉)

平成 21 年 12 月に内閣に設置された「障がい者制度改革推進本部」（以下「本部」という。）のもとで、半数以上の障害当事者を中心とする「障がい者制度改革推進会議」（以下「推進会議」という。）が平成 22 年 1 月から開催され、平成 22 年 6 月、第一次意見「障害者制度改革の推進のための基本的な方向」がとりまとめられた。平成 22 年 12 月には、障害者基本法の改正に関する「障害者制度改革の推進のため

の第二次意見」をとりまとめた。ここでは、まず、障害者基本法改正の趣旨・目的として、「個性と人格を認め合うインクルーシブ社会の構築」、「障害概念を社会モデルへ変換、基本的人権を確認」、「施策の実施状況を監視する機関の創設」の3点について述べられている。

これを踏まえ、「改正障害者基本法」は平成23年7月に成立し、附帯決議も付され同年8月に施行された。「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」は平成24年6月に成立し、この法律により「障害者自立支援法」に代わる「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）（以下「法」という。）が制定され、法に基づく日常生活・社会生活の支援が共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを基本理念として、平成25年4月より施行された。平成26年4月からは重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施され、平成30年4月からは一人暮らしの障害者の理解力、生活力等を補うための支援を行う「自立生活援助」、一般就労に移行した障害者に、就労に伴い生じる課題解決に必要な支援を行う「就労定着支援」が創設されている。令和2年度は障害福祉分野における生産性向上の推進を図るICT導入支援モデル事業や障害児の支援を図るインクルーシブな支援、医療的ケア児への支援の拡充等が実施されるとともに、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本方針（大臣告示）の見直しが行われ、「地域における生活の維持及び継続の推進」、「福祉施設から一般就労への移行等」、「地域共生社会の実現に向けた取組」、「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「発達障害者等支援の一層の充実」、「障害児通所支援等の地域支援体制の整備」、「相談支援体制の充実・強化等」、「障害者の社会参加を支える取組」、「障害福祉サービス等の質の向上」、「障害福祉人材の確保」がその要点となった。

このことを踏まえ、障害のある人と障害のない人が、互いに障害の有無にとらわれることなく支え合い、行政、関係機関などと連携・共働することで、多様性が尊重される地域共生社会、ひいては全ての人々が安心して暮らせる社会が実現されるよう、障害福祉施策を総合的、計画的に取り組む。

（児童福祉）

1. 「子ども・子育て支援新制度」の概要

「子ども・子育て関連3法案」は、国会審議等による修正等を経て、平成24年8月10日に成立し、8月22日に公布された。

成立した「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく、子ども・子育て支援新制度（以下、「新制度」という。）は、社会保障・税一体改革の一項目として、消費税率の引き上げによる財源の一部を得て実施されるものであり、平成27年度から本格施行された。

新制度は、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させ、子育てがしやすい社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を実現するものである。

【新制度の主なポイント】

- (1) 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育への給付である「地域型保育給付」の創設

○保育所などの認可制度の改善を行い、客観的な認可基準に適合し、必要な条

件を満たす場合には、欠格事由に該当する場合や需給調整が必要な場合を除き、原則として認可

○市町村は、認可施設・事業に対し、施設等の利用定員を定めるなどの「確認」を行い、給付を実施

(2) 認定こども園制度の改善

○認定こども園の類型の一つである「幼保連携型認定こども園」を、学校及び児童福祉施設の両方の法的位置づけをもつ単一の認可施設とし、認可や指導監督等を一本化することなどにより、二重行政の課題などを解消し、その設置の促進

(3) 地域の子ども・子育て支援の充実

○全ての家庭を対象に地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させるため、市町村は事業計画を策定し、その計画に基づき、保護者が地域の教育・保育、子育て支援事業等を円滑に利用できるよう情報提供・助言等を行う利用者支援

○子育ての相談や親子同士の交流ができる地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブなど、市町村が行う事業を新制度では「地域子ども・子育て支援事業」として拡充を促進

2. 幼児教育・保育の無償化

急速な少子高齢化の進行及び生涯にわたる人格形成の基礎を培う上での幼児教育・保育の重要性に鑑み、抜本的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、令和元年10月から消費税率10%への引き上げによる財源を活用して、新制度の幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者負担額を無償化するとともに、子ども・子育て支援法の改正法を制定し、新制度の対象とならない幼稚園、認可外保育施設等の利用者への給付制度が創設された。

【無償化の対象範囲】

(1) 3歳から5歳までのすべての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについての幼稚園、保育所、認定こども園等の費用が無償化された。

(2) 幼稚園、保育所、認定こども園等以外についても認可保育所に入ることができない待機児童がいることから、保育の必要性のある子どもについては、認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象とされた。

3. 待機児童の解消に向けた国の取組について

喫緊の課題である待機児童の解消に向け、国は、平成25年4月、「待機児童解消加速化プラン」を策定し、待機児童解消に意欲的に取り組む地方自治体の取り組みを全面的に支援してきたところであり、その結果、待機児童解消に向けた「緊急集中取組期間」である平成25年度、平成26年度において、約22万人分の保育の受け皿が確保された。今後、女性の就業率上昇が更に進むことを念頭に、平成29年度までに、潜在的なニーズも含め、さらに約50万人分の保育の受け皿を確保し、待機児童の解消を目指すこととされた。

また、平成29年6月には、25歳から44歳の女性就業率が上昇し、その就業率と相関して保育の利用申し込み率も伸びることが見込まれることから、平成30年度から令和4年度末までに女性就業率80%にも対応できる32万人分の保育の受け皿を整備することを目指した「子育て安心プラン」を公表し、その後閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」ではこれを前倒しし、令和2年度末までに32万人分の保育の受け皿の整備を目指すこととされた。

さらに、令和2年12月には、女性の就業率の更なる上昇への対応や幼稚園やベビーシッターを含めた地域の子育て資源の活用を進めるため、令和3年度から

令和6年度までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備する「新子育て安心プラン」を公表し、待機児童の解消のほか、地域の特性に応じた支援、魅力向上を通じた保育士の確保、地域のあらゆる子育て資源の活用を柱として、各種取組を推進することにより、早期の待機児童解消を目指すとともに、女性の就業率の上昇に対応することとされた。

(令和4年版「少子化社会対策白書」一部参照)

4. こども家庭庁の設置及びこども基本法の施行について

子どもを産み育てやすい環境の整備を加速化するとともに、子どもの命や安全を守る施策を強化し、子どもの視点に立って、子どもを巡る様々な課題に適切に対応するためのこども政策の方向性について検討が行われた結果、令和3年12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定された。

基本指針を踏まえ、これまで内閣府や厚生労働省等に分散していたこども政策の司令塔機能を一本化し、少子化対策を含むこども政策について一元的に企画・立案・総合調整を行うため、令和5年4月にこども家庭庁が設置された。

また、これまで諸法律に基づいて、国の関係省庁、地方自治体において進められてきた、こどもに関する様々な取り組みを講ずるに当たっての共通の基盤となるものとして、こども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることにより、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として、令和5年4月1日にこども基本法が施行された。

同法に基づく「こども大綱」は、これまで別々に作られてきた少子化社会対策基本法に基づく「少子化社会対策大綱」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者育成支援推進大綱」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられたものであり、地方自治体には、「こども大綱」を勘案して「こども計画」を策定する努力義務が課せられている。

なお、同法では、国や地方公共団体において、こども施策を策定・実施・評価するに当たっては、施策の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが定められている。

(女性保護)

女性をめぐる課題は、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しており、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援の強化が喫緊の課題となっている。

こうした中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和4年5月19日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(令和4年法律第52号)が成立し、令和6年4月1日に施行される。

これにより、これまで女性保護の根拠法とされてきた、昭和31年制定の「売春を行うおそれのある女子の保護更正」を目的とする売春防止法から脱却し、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた、新たな支援の枠組みが構築されることになる。

(高齢福祉・医療)

平成 20 年 4 月から施行された後期高齢者医療制度は、現在では定着してきた。ただし、高齢化等により被保険者数は増加しており、それに伴い、医療費も増大している。後期高齢者医療制度を将来にわたり安定的に運営していくためには、①保険料・患者負担・公費負担の組み合わせ、②世代間・世代内の負担の公平の確保、③負担能力に応じた負担、④医療費の伸びの適正化等の課題がある。平成 25 年 12 月に成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づき、平成 27 年 5 月「持続可能な医療保険制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が成立。また、令和元年 9 月に設置された全世代型社会保障改革検討会議において、以下のような後期高齢者医療の見直しの方針が全世代型社会保障改革の方針（令和 2 年 12 月）がとりまとめられた。

全世代型社会保障改革の方針（令和 2 年 12 月 15 日閣議決定）

- ① 後期高齢者（75 歳以上。現役並み所得者は除く）であつても課税所得が 28 万円以上かつ年収 200 万円以上（単身世帯の場合。複数世帯での場合は、後期高齢者の年収合計が 320 万円以上）の方に限って、その窓口負担割合を 2 割とし、それ以外の方は 1 割とする。
- ② 今回の改革の施行時機については、施行に要する準備期間等も考慮し、令和 4 年度（2022 年度）後半までの間で、政令で定めることとする。
- ③ 施行に当たっては、長期頻回受診患者等への配慮措置として、2 割負担への変更により影響が大きい外来患者について、施行後 3 年間、1 月分の負担増を、最大でも 3,000 円に収まるような措置を導入する。

これを踏まえ「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 66 号）」が成立し、令和 4 年 10 月 1 日から窓口負担割合について、一定の所得がある方への 2 割負担が施行されることとなった。

(エネルギー・食料品等の価格高騰の負担増の影響が大きい低所得世帯支援)

原油価格や原材料価格の高騰や円安に伴う物価高騰による負担増の家計への影響が特に大きい低所得世帯への支援策として、令和 4 年 9 月 9 日に開かれた国の「物価・賃金・生活総合対策本部」により、住民税非課税世帯等に対して 1 世帯あたり 5 万円を支給することが決定され、本市においても令和 4 年度中に「大津市物価高騰対策緊急支援給付金」を対象世帯に支給した。

令和 5 年度においても、物価高騰が続く中で、令和 5 年 3 月 22 日に開かれた国の「物価・賃金・生活総合対策本部」で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に「低所得世帯支援枠」を新たに創設し、地域の実情に応じて低所得世帯を支援することとされたため、本市においても同交付金を活用して、住民税非課税世帯に対して 1 世帯あたり 3 万円を「大津市令和 5 年度物価高騰対策緊急支援給付金」として支給することとした。また、同本部ではあわせて低所得の子育て世帯を支援するため、児童扶養手当受給者や住民税非課税の児童手当受給者等の子育て世帯に対して児童 1 人あたり 5 万円の給付金を支給することが決定されたため、本市においても「ひとり親世帯・ひとり親世帯以外子育て世帯生活支援特別給付金」を支給することとした。

大津市社会福祉協議会

1. 令和4年度重点事業
2. 第6次地域福祉活動計画の3つの基本目標ごとの事業一覧
3. 70周年記念事業
4. 経営指針
5. 組織図
6. 社会福祉協議会 名簿

社会福祉法人 大津市社会福祉協議会



大津市社協キャラクター
おおつ ひまりん

1. 令和5年度重点事業

「市民・当事者が主体の福祉のまちづくりを進めます」

(1) 社会的孤立の脱却と防止に向けた体制づくり

8050問題、ヤングケアラー、多頭飼育崩壊、セルフネグレクトなど、多様化・複雑化する地域福祉課題が、地域のつながりや家族形態の変化により潜在化している。

令和4年度に民生委員児童委員と連携し、6地区から16件社会的に孤立している気になる方の情報をいただいた。16件に対し民生委員児童委員等に聞き取りを行うとともに、支援が必要な内6件の支援会議や個別訪問を行い、つながりづくりに向けた活動をスタートした。

令和5年度は6件の継続的な支援と新たな方の掘り起こしを行いつつ、学区社協や福祉施設を中心として課題解決のしくみづくりに取り組みます。また、福祉委員をはじめ地域住民が課題を我が事として受け止め、地域福祉に関心を持てるよう、助け上手、助けられ上手な住民を増やすことで、予防的な地域福祉活動を実践する。

(2) 市民が気軽に相談できる体制づくりとより積極的なニーズの把握

3年間にわたるコロナ禍において、生活福祉資金の特例貸付への対応や特例貸付の借受人を含む生活困窮者支援を実施するなかで、複合的な困難を抱えている世帯や制度の狭間で支援が届かない人たちが急増している。

令和4年度は部門間連携によるアウトリーチ支援体制を強化し、気になる世帯へ個別訪問を行い、必要な情報提供と困ったときは市社協に相談できることを伝え、早急に支援が必要な方へは継続的な支援につなぐ。

令和5年度は庁内連携会議を通じて多職種連携によるアウトリーチ支援体制を構築し、多職種や民生委員等と連携し、訪問などのアウトリーチを積極的に行い、SOSを発信できない方やひきこもりなど社会的に孤立した状態にある方の声を受け止め、居場所づくりや社会参加等の参加支援、その方の状況に応じた就労支援など出口に向けた支援の掘り起こしや開拓を多職種連携で進める。

また、引き続き新型コロナウイルス感染症特例貸付償還に伴う事務を借受人の利便性を確保しつつ業務を迅速かつ効率的に進めていくとともに、借受人へのフォローアップ支援を県社協と連携しながら実施する。

(3) 重層的支援体制整備事業の移行準備事業における地域づくり事業の実施

複合化・複雑化する新たな生活困難に対する支援のしくみをつくる必要がある。つまり、支援の届かない「はざま」を埋めるために、既存の制度を重ねて埋める。既存の相談支援を重ねて埋める。地域の活動を重ねて埋める。この重なる体制整備が重層的支援体制整備事業である。そのモデル事業の1年目として、大津市社協は「地域づくり事業」を受託する。具体的には、ふわりサロンやお仕事体験会をとおした居場所づくり、地域福祉講座をとおして暮らしの中に福祉を浸透させる地域づくり、新たな出会いや気づきから活動を生みだす対話の場である官民連携のプラットフォームづくりを進める。

(4) 財政基盤の強化

本会の収入の大半を占める補助金・委託金は、経営上の重要な財政基盤であることから適切な執行に向け、各事業の予算管理を徹底し効果的・効率的に事業を推進する。また、さらなる収支改善に向け、消耗品の使用削減や購入方法の見直しによる経費節減を図るとともに、本会の事業活動を広く周知することで、寄附や会員加入につなげるなど、財源の確保に努める。

2. 第6次地域福祉活動計画の3つの基本目標ごとの事業一覧

☆基本目標1 ネットワークの力で市民のニーズを広く受け止め解決する体制づくり

方向性1-1 情報を必要な人に届ける取組の充実

【令和5年度の取組み】

継続的に会議や研修会で情報発信をおこなうとともに、重層的支援体制整備事業の移行準備事業における地域づくり事業において、学区社協の行う地域福祉講座を活用した生活困窮者関係の学びの場を提供する。また、地域における住民のニーズ・生活課題に柔軟に対応し、地域の住民主体の活動を活性化させるよう、地域住民の活動支援や情報発信等を行う。

方向性1-2 大津市に合った包括的な相談窓口

【令和5年度の取組み】

行政と共に、今後の重層的支援体制整備事業実施にむけた行政庁内ワーキングに参画し、行政の各相談機関と情報共有を実施する。また、多機関との連携やアウトリーチにより、住民のニーズや生活課題、それらに対応する社会資源の状況について実態把握を行う。

方向性1-3 分野を越えた福祉課題を解決に導く多機関連携のしくみづくり

【令和5年度の取組み】

地域における多様な担い手が集まり、地域の課題や社会資源などを共有して意見を出し合うことで、新たな気付きを得て地域に還元できるよう、地域の担い手の新たな関係性の構築を行う。

方向性1-4 権利擁護支援の推進

【令和5年度の取組み】

事務効率化のための検討会議を行い、事務効率化を計画的に実行する。また、新たな事業開発について、体制面・運営面で持続可能なものにするための検討会議を行う。地域福祉権利擁護事業と成年後見制度についての理解を広めるために、中核機関や各専門職との連携を図る。

☆基本目標2 多様な参加とつながりを生み出すしくみづくり

方向性2-1 ボランティアやNPO活動の推進

【令和5年度の取組み】

コロナ禍で衰退したボランティア活動を再スタートできるようにボランティア活動との出会い、ボランティア活動者との出会いを提供する。

また、生活支援体制整備事業と一体的に人材育成、地域づくりが行えるように調整する。

方向性 2-2 支援が必要な人が参加する場づくり

【令和 5 年度の取組み】

当事者同士が交流できる居場所や就労体験ができる居場所、地域との交流ができる居場所など、地域住民が、属性や世代の垣根を超えて地域の様々な人と気軽にに関わり、安心して過ごすことのできる場を設置・運営する。重層的支援体制整備事業の地域づくり事業として、お仕事体験会やふわりサロンの拡大を図る。

方向性 2-3 新しい参加者を巻き込んでいく取組の推進

【令和 5 年度の取組み】

地域福祉の担い手の発掘を目指し、地域でのボランティアカフェの開催や防災出前講座を行う。また、寄付金や共同募金について、新たな参加者の拡大につながるよう情報発信の工夫を行う。

方向性 2-4 地域で活動している人や団体の新しいつながりづくり

【令和 5 年度の取組み】

学区社協や福祉施設と共に地域ニーズを共有し、新たな地域福祉活動を開発する。特に、ささえ合い活動や移動支援について検討を深める。また、重層的支援体制整備事業の地域づくり事業で生活支援物資プロジェクトによる居場所づくり等の検討を進める。

方向性 2-5 地域福祉を協働で進める取組の推進

【令和 5 年度の取組み】

社会福祉施設を中心に、施設同士の連携、地域との連携による様々な地域貢献活動を行うとともに、行政や地域住民、NPO 等の地域づくりの担い手がつながるプラットフォームづくりを展開する。また、生活支援体制整備事業において、様々な主体が協働で地域づくりを推進する。

☆基本目標 3 生きる力を高めあい支えあえる地域づくり

方向性 3-1 生きる力を育む場づくり

【令和 5 年度の取組み】

福祉学習のメニューを増やすとともに、多機関と連携した福祉学習の推進を行う。また、将来の福祉の担い手となる青少年に対する福祉学習を強化する。

方向性 3-2 小地域における福祉のまちづくりの基盤強化

【令和 5 年度の取組み】

学区社協の行う活動をはじめ地域福祉活動について、地域課題の解決を目指した「いのちと暮らしを守る」住民主体の活動であることの再確認と、自治会に頼らない地域福祉のあり方を検討する。

方向性 3-3 災害時に助け合える体制づくり

【令和 5 年度の取組み】

学区社協および地区民児協の協力の下、学区災害ボランティアセンター(サテライト)の設置にむけて研修会や設置訓練を行い、有事の被災者支援体制を整える。

3. 経営指針

I 事業戦略

【令和5年度の取組み】

社会的孤立の脱却に向けて前年度の対応ケース支援の継続と、新たな民生委員からのニーズ発掘、地域からの個別相談への対応を行なう。

II 財務戦略

【令和5年度の取組み】

大津市からの委託事業、滋賀県社会福祉協議会からの補助・委託事業に伴う収入のほか本会独自の自主財源など多くの財源があり、全体の収支状況を把握することに時間を要するため、収支を把握するための一定の基準を設けるなど、適正な経営判断ができるしくみを構築する。

III 組織、人事戦略

【令和5年度の取組み】

目標管理制度が4年目を迎えるため内容を精査しブラッシュアップを進める。
労働関係の法律改正に備えて情報収集を行うなど、本会での制度化に備える。

数字で見る大津市社協（各年度3月31日現在の数字）

○心配ごと相談件数

（単位：件）

項目／年度	H30	R1	R2	R3	R4
心配ごと相談	2,163	1,149	850	952	1,110

※H30年度1月から、相談種別によって集計が細分化され、子ども・若者相談の集計を別集計に挙げているため件数が減少

○貸付相談件数

（単位：件）

項目／年度	H30	R1	R2	R3	R4
貸付相談	1,161	1,325	28,122	21,336	4,918

※R2年度より新型コロナウイルス感染症による生活福祉資金特例貸付相談件数含む

○自立相談支援事業（生活困窮者自立支援事業）

（単位：件）

項目／年度	H30	R1	R2	R3	R4
新規相談	421	541	2,900	1,507	743

※R2年度より新型コロナウイルス感染症による自立相談支援機関による相談支援件数含む

○生活支援物資お渡し件数

（単位：件）

項目／年度	H30	R1	R2	R3	R4
生活支援物資	526	527	508	583	694

○子ども・若者総合相談件数

（単位：件）

項目／年度	H30	R1	R2	R3	R4
子ども・若者相談	1,243	1,781	1,875	2,009	1,984

○地域福祉権利擁護事業相談援助件数 (単位：件)

項目／年度	H30	R1	R2	R3	R4
相談援助	14,591	14,307	15,639	11,383	12,954

○地域福祉権利擁護事業実利用者数 (単位：人)

項目／年度	H30	R1	R2	R3	R4
実利用者数	153	153	156	162	164
(内訳) 認知症高齢者	35	34	35	38	42
知的障がい者	70	71	69	72	74
精神障がい者	36	36	41	42	35
その他	12	12	11	10	13

○法人後見事業 (単位：人)

項目／年度	H30	R1	R2	R3	R4
受任者数	20	19	19	21	23

○福祉教育実施・調整件数 (単位：件)

項目／年度	H30	R1	R2	R3	R4
福祉教育	40	44	39	43	46

○ボランティアセンター相談件数 (単位：件)

項目／年度	H30	R1	R2	R3	R4
ボランティアセンター	2,643	2,832	2,179	4,673	4,300

※R3年度より、件数のカウント方法を変更している。

○ボランティアグループ登録数 (単位：件)

項目／年度	H30	R1	R2	R3	R4
ボランティアグループ	150	186	181	201	203

○ふれあいサロン数 (単位：件)

項目／年度	H30	R1	R2	R3	R4
ふれあいサロン	205	202	197	193	263

○ネットワーク台帳登録者数 (単位：人)

項目／年度	H30	R1	R2	R3	R4
ネットワーク台帳登録	21,597	24,409	20,888	20,495	19,884

○ネットワーク台帳登録内訳 (単位：人)

寝たきり	認知症	独居	夫婦	昼間独居	障がい	要支援	他
275	667	6,456	8,655	1,126	2,448	1,237	2,480

○ファミリーサポートセンター会員数 (単位：人)

項目／年度	H30	R1	R2	R3	R4
おねがい会員	1,521	1,609	1,414	1,331	1,441
まかせて会員	411	420	419	415	334
どっちも会員	329	345	347	338	411
合計	2,261	2,374	2,180	2,084	2,156

○ファミリーサポートセンター活動件数 (単位：件)

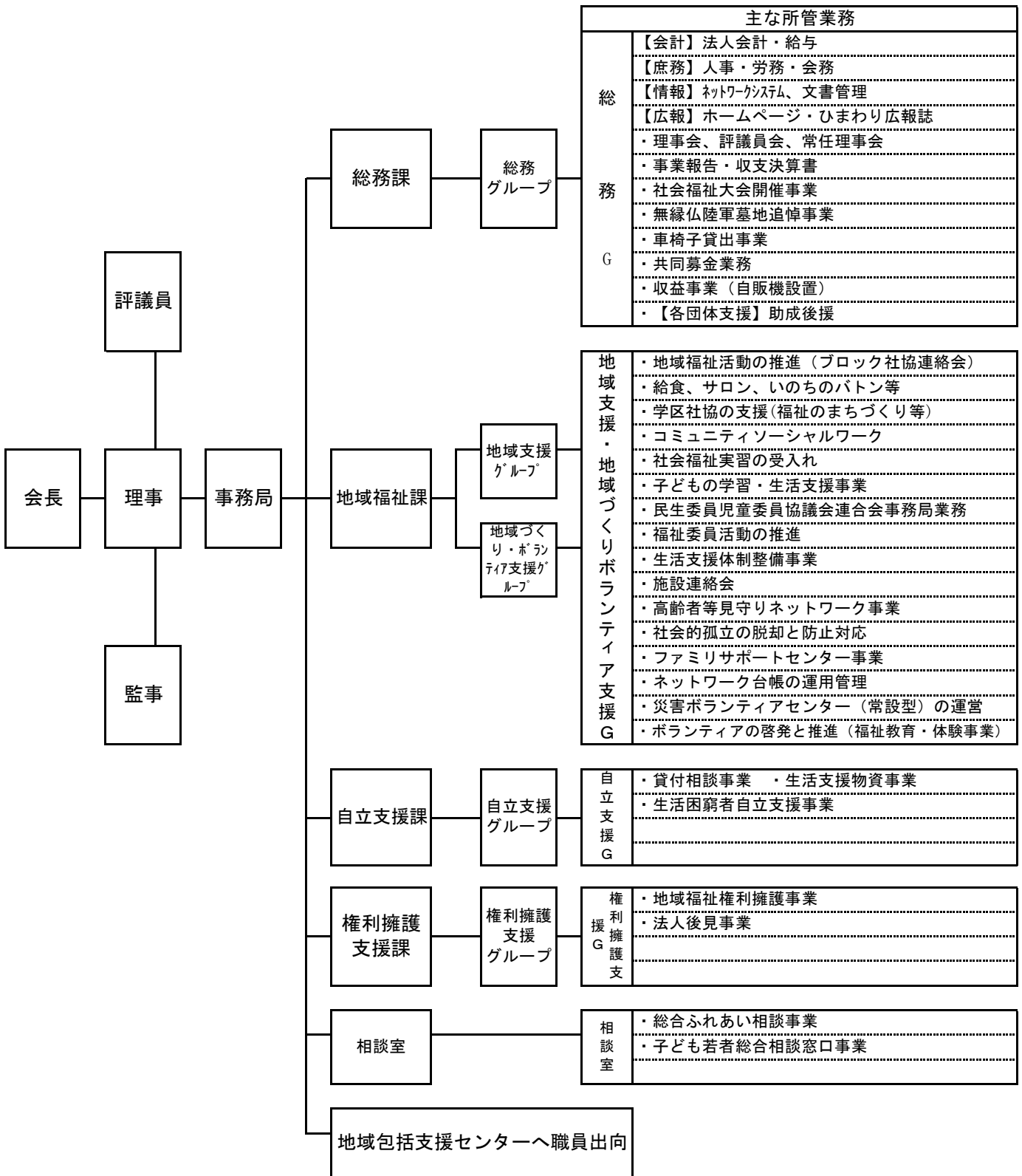
項目／年度	H30	R1	R2	R3	R4
活動件数	4,616	6,117	3,626	3,770	2,376

○大津市社協施設連絡会加入施設数 (単位：施設)

項目／年度	H30	R1	R2	R3	R4
施設数	130	140	145	148	146

5. 組織図

社会福祉協議会は、民間の自主的な組織団体として構成された「社会福祉法人」であり、その事務局組織は次のようになっています。



その他

大津市民生委員児童委員協議会連合会事務局

6. 社会福祉協議会 名簿

(令和5年6月23日現在)

大津市社会福祉協議会			
会 長	竹内 俊彦	副 会 長	田 中 勉
副 会 長	宮田 三月	副 会 長	田 中 弘道
常任理事	奥村 耕司	常任理事	狩野 聡
常務理事	日比 均	——	——
学区社会福祉協議会			
学 区	会 長	学 区	会 長
小 松	田中 嘉昭	藤 尾	根来 咲子
木 戸	中井 洋子	長 等	馬場 照直
和 邇	田中 勉	逢 坂	筈井 保博
小 野	高野 裕	中 央	山本 雅之
葛 川	伊藤 博	平 野	杉本 澄光
伊香立	徳本 勉	膳 所	吉村 哲
真 野	井上 俊生	富 士 見	谷口 亨
真野北	濱口 恒	晴 嵐	岡本 紘忠
堅 田	仲野 弘子	石 山	堀井 信幸
仰 木	廣岡 和司	南 郷	橋本 紀宣
仰木の里	松村 裕雄	大 石	岡田 博二
雄 琴	奥村 高男	田 上	上野 壽久
日吉台	呉屋 之保	上 田 上	西村 義則
坂 本	大窪 功真	青 山	山内 英幸
下阪本	杉本 晋一	瀬 田	長崎 俊昭
唐 崎	河本 正雄	瀬 田 北	本郷 良雄
滋 賀	大伴 泰明	瀬 田 南	横田 茂
山中比叡平	楠本 耕之	瀬 田 東	野原 稔